

令和7年度 就学援助制度のお知らせ



時津町では保護者のみなさまの経済的ご負担を軽減し、お子さまが学校で楽しく勉強できるように、給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。

援助を受けられる内容

新 入 学 用 品 費	新入学用品の購入にかかる経費の一部（４月までに認定となった方）
学用品費・通学用品費	学用品費等の購入にかかる経費の一部
給 食 費	給食費として保護者が負担する経費
修 学 旅 行 費	修学旅行に参加した場合の均一に負担する経費
校 外 活 動 費	校外活動に参加した場合の経費の一部（交通費、見学科）
体 育 実 技 用 具 費	授業で柔道・剣道をする場合の柔道着等の購入費等
医 療 費	学校の検診により治療を指示された特定の疾病（虫歯、結膜炎、中耳炎等）の治療費のうち、保護者が負担する経費

申込方法



1. 就学援助を希望される方は、添付の申請書に必要事項を記入のうえ右ページ記載の関係書類を添付して、**令和7年2月28日(金)**までに提出してください。

○確定申告等により提出期限に間に合わない場合には、書類がそろい次第できるだけ早めの提出をお願いします。その場合、新入学用品費の支給が4月になることがあります。
○提出期限以降でも随時受け付けていますが、認定月により支給額が減額となりますので、ご注意ください。

2. 申請書は世帯につき1枚の提出です。兄弟が小学校か中学校にいる場合は、**年長者のいる学校又は時津町教育委員会教育総務課（郵送可）**までご提出ください。

○郵送先：〒851-2198 時津町浦郷274番地1 時津町教育委員会教育総務課
○学校へ提出する場合、申請書と添付書類は古封筒等に入れて提出してください。

《**ご注意ください**》
申請後に時津町外へ転出することが決まった場合は、教育総務課へ至急ご連絡ください。
なお、時津町外へ転出予定の方は、転出先市区町村の教育委員会へお問い合わせください。

認定について



1. 提出書類について、内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。
2. 上記期限までに受付した申請についての審査結果は、**新1年生の新入学用品費については3月中旬以降に各ご家庭へ、その他の費目及びその他の学年については4月に学校を通じて**文書でお知らせする予定です。

就学援助申請上の「世帯員」とは

同じ住所で、生計が同一の方となります。また、保護者等が単身赴任等で別住所の場合にも、生計が同一の世帯員となります。就学援助申請書の「2. 家族構成」欄に同一生計の世帯員を記入し、必要な書類を添付してください。

就学援助を受けることができる方と提出書類

下記1～3のいずれかの理由に該当する方で、援助が必要であると教育委員会が認めた方です。**学生を除く全ての世帯員は提出書類が必要です。**

- ・5月までに申請される方は、前年中の収入が分かる書類を添付してください。
- ・6月以降に申請される方で、令和7年1月1日時津町に住民票がある場合、収入が分かる書類の添付は原則不要となります。収入がなかった方は、税務課で令和7年度（令和6年分）町県民税申告をしてください。

「無職で収入がない方」について（下記2③参照）

就学援助では、昨年中無職で収入がない方（主婦を含む）も書類審査を行います。
「町県民税申告書の控」を税務課で取得し提出してください。

	該 当 理 由	必 要 な 書 類	発行する所
1	生活保護を受給している	生活保護決定通知書の写し	西彼福祉事務所
2	令和6年中の「世帯全員の審査対象となる収入」が下表の基準以下で、子どもを就学させることが経済的に困難な場合 ※審査対象となる収入 ○働いている方の所得 ○公的年金等に係る所得 など （遺族年金・障害年金は含みません）	① 令和6年分源泉徴収票の写し（会社員・パート、アルバイトなど） ※複数勤務の場合は全ての事業所分	勤 務 先
		②令和6年分確定申告書控の写し（自営業・農業・漁業・その他所得の方など）	確定申告場所（税務署又は役場など）
		③令和7年度（令和6年分）町県民税申告書控の写し（自営業・主婦を含む無収入の方など）	税 務 課（1月1日居住地役場）
		④令和6年分公的年金の源泉徴収票の写し（年金受給者）	日本年金機構（郵送）
3	天災等により税の減免を受けている	町県民税、個人事業税、固定資産税のいずれかが減免されたことがわかる書類の写し	税 務 課 長崎振興局税務部

【世帯構成による所得基準額の例】

下記金額はあくまで目安で年齢・世帯構成等により所得基準額が変わりますので、希望する方は申請を行ってください。

世帯人数	世帯構成	所 得 基 準 額	
		借家	持ち家
2人	小学生1人+大人1人	204万円	166万円
3人	小学生1人+大人2人	255万円	217万円
3人	小学生1人+中学生1人+大人1人	274万円	236万円
4人	小学生1人+中学生1人+大人2人	312万円	274万円
5人	小学生2人+中学生1人+大人2人	348万円	310万円



上記の他、年度途中において世帯の収入が減った方など、特別な事情により子どもを就学させることが困難な場合は、教育委員会へご相談ください。

問い合わせ先

詳しくは、時津町教育委員会教育総務課 095-801-1266（直通）までお問い合わせ下さい。